



2015/09/01 16:04

宛先 <seikan@pref.shizuoka.lg.jp>

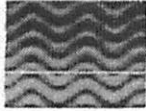
cc

bcc

件名 沼津市新中間処理施設の生活環境影響調査について

生活環境課 御中

標題の件について、先日沼津市に意見書を提出しました。静岡県ホームページにある「静岡県環境影響評価事業手続状況一覧」を拝見しましたが、沼津市の新中間処理施設(ごみ焼却場)の手続き状況が掲載されていません。「生活環境影響調査評価書についての意見の概要とそれに対する事業者の見解」は先日、沼津市のホームページに掲載されましたが、これは、県に提出されているのでしょうか。手続状況一覧に掲載されるものとされないものがあるのでしょうか。お手数ですが、掲載されていない理由について教えていただきたくお願いいたします。また、沼津市から提出されているようでしたら、現在の状況を教えていただきたくお願いいたします。



Re: 沼津市新中間処理施設の生活環境影響調査について
メール 生活環境課 宛先: 片山 広文1
送信者: 古橋 裕1
Cc: 堀田 暁範1

2015/09/10 13:56

片山班長様

お世話になっております。

標記について、送信します。

よろしく願いいたします。

様

日ごろ、県行政に御協力いただきありがとうございます。

静岡県環境影響評価条例は、
環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、
必要な事項を定めております。

御意見をいただきました「沼津市新中間処理施設」は、
既設のごみ焼却施設の処理能力300(t/日)に対し、計画施設の処理能力が210(t/日)であり、
1日当たりの処理能力が減少する計画となっております。

そのため、静岡県環境影響評価条例に基づく、環境影響評価手続が不要となり、
生活環境課HPで公開する「環境影響評価事業手続状況一覧」に
掲載をしていないものであります。

「沼津市新中間処理施設」に係る生活環境調査は、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づき実施されております。

本県では、廃棄物リサイクル課一般廃棄物班が担当しております。

お手数ですが、手続の詳細については、
担当課である廃棄物リサイクル課へお問い合わせくださるようお願いいたします。

電話 054-221-2426
FAX 054-221-3553
E-Mail hai@pref.shizuoka.lg.jp


今後とも県政への御理解と御協力をお願いいたします。

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長 市川 加代子
担当 環境影響評価班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL/FAX 054-221-2267/054-221-3665
E-Mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp



片山 広文1/廃リサイクル課
/_
2015/09/11 16:53

宛先 メール_生活環境課/_
cc
bcc

件名 (堀田)Re: 沼津市新中間処理施設の生活環境影響調査について(廃リ課) 

生活環境課 堀田様

標記に対する当課の意見を追加しましたので
よろしく申し上げます。

赤書き部分が追加部分です。

廃棄物リサイクル課 一般廃棄物班 片山



沼津アセス質問回答270911.doc

様

日頃、県行政に御協力いただきありがとうございます。

静岡県環境影響評価条例は、
環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、
必要な事項を定めております。

御意見をいただきました「沼津市新中間処理施設」は、
既設のごみ焼却施設の処理能力300(t/日)に対し、計画施設の処理能力が210(t/日)であ
り、1日当たりの処理能力が減少する計画となっております。

そのため、静岡県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続が不要となり、
生活環境課HPで公開する「環境影響評価事業手続状況一覧」に
掲載をしていないものであります。

なお「沼津市新中間処理施設」に係る生活環境影響調査は、沼津市が「廃棄物の処理及
び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき実施し、調査結果を縦覧に供するとともに、
利害関係者に意見書を提出する機会を付与することとなっています。

また、調査結果は、沼津市が施設を設置しようとする際に県に届け出る一般廃棄物処理
施設設置届に添付されますが、現時点で、当該設置届は県（廃棄物リサイクル課）に提
出されていないため、沼津市ごみ対策推進課にお問い合わせいただきますようお願いし
ます。

沼津市ごみ対策推進課（TEL/FAX 055-934-3889、055-934-3045）
（E-Mail gomitai@city.numazu.lg.jp）

今後とも県政への御理解と御協力をお願いいたします。

（環境影響評価に関する窓口）

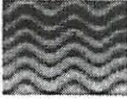
静岡県暮らし・環境部環境局生活環境課長 市川 加代子
担当 環境影響評価班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL/FAX 054-221-2267/054-221-3665
E-Mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

（廃掃法の施設設置に関する窓口）

静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長 増田 始己
担当 一般廃棄物班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL/FAX 054-221-2426/054-221-3553
E-Mail hai@pref.shizuoka.lg.jp



メール 生活環境課/
送信者: 堀田 暁範1

2015/09/11 17:56

宛先 [Redacted]

cc

bcc 片山 広文1/廃リサイクル課/堀田 暁範1/生活環境課/

件名 Re: 沼津市新中間処理施設の生活環境影響調査について

[Redacted] 様

日頃、県行政に御協力いただきありがとうございます。

静岡県環境影響評価条例は、
環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、
必要な事項を定めております。

御意見をいただきました「沼津市新中間処理施設」は、
既設のごみ焼却施設の処理能力300t/日に対し、計画施設の処理能力が210t/日
であり、1日当たりの処理能力が減少する計画となっております。

そのため、静岡県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の対象とは
なりません。
よって、生活環境課HPで公開する「環境影響評価事業手続状況一覧」に
掲載をしていないものであります。

なお、「沼津市新中間処理施設」に係る生活環境影響調査は、沼津市が
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき実施し、
調査結果を縦覧に供するとともに、利害関係者に意見書を提出する機会を
付与することとなっております。

また、調査結果は、沼津市が施設を設置しようとする際に県に届け出る
一般廃棄物処理施設設置届に添付されますが、現時点で、当該設置届は
県（廃棄物リサイクル課）に提出されていないため、
沼津市ごみ対策推進課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

沼津市ごみ対策推進課 (TEL/FAX 055-934-3889、055-934-3045)
(E-Mail gomitai@city.numazu.lg.jp)

今後とも県政への御理解と御協力をお願いいたします。

(環境影響評価に関する窓口)

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長 市川 加代子
担当 環境影響評価班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL/FAX 054-221-2267/054-221-3665
E-Mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

(廃掃法の施設設置に関する窓口)

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長 増田 始己
担当 一般廃棄物班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL/FAX 054-221-2426/054-221-3553
E-Mail hai@pref.shizuoka.lg.jp



宛先: "seikan@pref.shizuoka.lg.jp" <seikan@pref.shizuoka.lg.jp>
Cc:
Bcc:
件名: ごみ焼却施設に係る環境アセスメントについて
送信元: 新中間処理施設整備室 <shinchukan@city.numazu.lg.jp> - 水曜日 2022/01/12 17:16

履歴: このメールを転送しました。

2 添付ファイル



資料1. 基本設計報告書(概要版).pdf 資料2. 配置案.pdf

静岡県 暮らし・環境部 環境局
生活環境課 ご担当者さま

お世話になります。
沼津市新中間処理施設整備室の室伏と申します。

ごみ焼却施設の建替えに係る環境アセスメントの適用については、
基本計画策定時の時から、ご協議をさせていただいておりますが、
今後、本事業に伴う都市計画決定等のご協議をさせていただくことになることから、
今回、改めて確認をさせていただきたく思います。

沼津市では、昭和51年に建設された現在の清掃プラントの老朽化が進行しており、
耐震性能も有していないことから、新しい技術を活用し、より安全で環境負荷の少ない、
新たなごみ焼却施設とリサイクル施設、両施設の建替えを行うものとして、新中間処理施設
整備事業を進めております。

これまで、事業を順延しておりましたが、令和2年度より、本格的な事業再開を行っており、
令和3年度末に、基本計画の見直しとなる「沼津市新中間処理施設整備基本設計」を策定
予定となっております。

基本設計では、現在の清掃プラント（300 t/日）の隣接地（沼津市が一体的に管理している）に、
新しいごみ焼却施設（210 t/日）を建設するものとなり、
公害防止基準値は、資料1 4. 公害防止基準、
配置案は同資料 6. 配置計画及び資料2のとおりです。

静岡県環境影響評価条例では、処理能力200 t/日以上のごみ焼却施設の建設もしくは処理
能力が200 t/日以上増加するごみ焼却施設の変更を行う場合、
同条例に基づく環境影響調査が必要になると定められています。

平成25年度に協議させていただいた際、
現施設の隣接地（沼津市が一体的に管理している）へ新たなごみ焼却施設を整備する予定

沼津市新中間処理施設整備基本設計 【概要版】

1. 基本設計の目的と概要

現在のごみ焼却施設は稼働後 45 年が経過し老朽化が進行

平成 27 年 7 月『沼津市新中間処理施設整備基本形計画』策定
令和 3 年 3 月『沼津市一般廃棄物処理基本計画』策定

環境の変化や技術の進歩、関係法令の改正等を踏まえ、より現在の社会情勢等に適した施設を整備することを目的に、基本計画を見直すとともに、詳細な項目を定める基本設計を策定

新ごみ焼却施設

- 可燃ごみを衛生的、安定的に処理
- ごみ焼却時の熱エネルギーを効率的に活用
- 余熱利用施設へエネルギーを供給

新リサイクル施設

- 現在の処理体制の見直し
- ごみの再生利用の促進
- 効率的な処理方法の導入

その他

- 環境に関する啓発の実施
- 環境学習機能を整備

新中間処理施設を整備する上での、整備方針については以下の 6 項目としております。

1. 地球に優しい施設	4. 維持管理が容易で経済性に優れた施設
2. 安定・安全性に優れた施設	5. 市民に開かれた施設
3. 資源や熱エネルギー等を効率良く活用できる施設	6. 周辺環境と調和した施設

2. 新中間処理施設に関する基本事項

新ごみ焼却施設

● 処理対象物と計画処理量 (令和 11 年度)

- ・ 可燃ごみ (焼却粗大ごみ含む) : 47,599 t/年
- ・ 衛生プラントし清 : 64 t/年
- ・ 埋立ゴミ①類 (選別可燃性残渣) : 154 t/年
- ・ 小型家電 (破砕選別可燃性残渣) : 185 t/年
- ・ 熱源利用プラスチック : 1,485 t/年
- ・ 熱源利用プラスチック (中間処理残渣) : 354 t/年

○ 沼津市搬入分 : 49,841 t/年
○ 清水町搬入分 : 5,948 t/年
合 計 : 55,789 t/年

● 処理能力: 210t/日
※施設規模 = 計画年間処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率
= 55,789t/年 ÷ (280日/365日) ÷ 0.96
= 207.6t/日 ≒ **210t/日**

● 処理方式及び炉数

全国的な採用実績があることに加え、安全かつ安定的な稼働が期待でき、費用面でも安価であることを踏まえ **ストーカ焼却方式**とします。

また、炉数構成については、経済性や平時の維持管理性、熱回収効率の面で優れた **2 炉構成**とします。

新リサイクル施設

● 処理対象物と計画処理量 (令和 11 年度)

- ・ せもの・ガラス類 : 963 t/年
- ・ 焼却粗大ごみ (木類のみ) : 28 t/年
- ・ 家電製品 : 362 t/年
- ・ 金属類 : 456 t/年
- ・ 飲食用缶 : 245 t/年
- ・ 飲食用ビン : 712 t/年
- ・ ペットボトル : 256 t/年
- ・ 危険ごみ (乾電池など) : 44 t/年
- ・ 蛍光灯 : 15 t/年
- ・ 紙バック : 8 t/年

合 計 : 3,089 t/年

● 処理能力: 破砕・選別処理系列 : 8.7 t/日
缶 処 理 系 列 : 1.2 t/日
ビン 処 理 系 列 : 3.4 t/日
ペットボトル処理系列 : 1.3 t/日
危険ごみ処理系列 : 0.4 t/日
合 計 : 15.0 t/日
※施設規模 = 計画年間処理量 ÷ 年間稼働日数 × 計画年間日最大変動係数
= 3,089t/年 ÷ 240日 (本市実績による) × 1.15
= 14.8t/日 ≒ **15.0t/日**

● 計画処理方式

処理対象物ごとに破砕、選別、貯留・搬出による処理を行います。処理方法は、低速破砕機を導入する等により、効率化を図ります。

3. 公害防止基準

排ガス基準は、法規制値に上乗せ規制を行う等、各種法律に基づく法規制値以上の設定としました。

排ガス基準値 (乾きガス O₂ 12%換算による基準値)

項 目	単 位	法規制値等	現清掃プラント	新中間処理施設
ば い じ ん	g/m ³ N 以下	0.08 又は 0.04 ^{*1}	0.08	0.01
塩 化 水 素	ppm 以下	約 430	200	40
硫 黄 酸 化 物	ppm 以下	約 2,100 又は 約 1,100 ^{*2}	約 2,100	20
窒 素 酸 化 物	ppm 以下	250	250	50
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N 以下	1 又は 0.1 ^{*3}	1	0.05
水 銀	µg/m ³ N 以下	50 又は 30 ^{*4}	50	30

※1 平成 10 年 7 月 1 日以前に建設された施設の法規制値は 0.08、それ以降に新設される施設の法規制値は 0.04 となります。
※2 法規制値は K 値=13 ですが、費率の高さ、口徑、排ガス量により排出基準が変化するため、煙突からの硫黄酸化物排出量を、現施設では約 2,100 以下、新施設では約 1,100 以下に抑える必要があります。
※3 平成 12 年 1 月 15 日以前に建設された施設の法規制値は 1、それ以降に新設される施設の法規制値は 0.1 となります。
※4 平成 30 年 4 月 1 日以前に建設された施設の法規制値は 50、それ以降に新設される施設の法規制値は 30 となります。

騒音基準

朝、夕	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
6 時~8 時 18 時~22 時	8 時~18 時	22 時~6 時	8 : 00~18 : 00	22 : 00~6 : 00
50dB 以下	55dB 以下	45dB 以下	65dB 以下	55dB 以下

排水基準

第 1 種区域基準値 (臭気指数 12) 沼津市条例及び下水道法に定める下水道基準

4. 余熱利用計画

● 新ごみ焼却施設は、環境省の循環型社会形成推進交付金制度による「エネルギー回収型廃棄物処理施設」に合致した施設とします。

● 処理過程で生じる熱エネルギーは、場内利用する他、蒸気タービンをを用いた発電及び蒸気を温水へ変換し、余熱利用施設へ供給します。

● 高効率の発電を行うものとし、発電効率向上のための技術・施策を導入する計画とします。また、目標とするエネルギー回収率は 20.5% 以上とします。

5. 配置計画

● 建設工事中においても現清掃プラントを円滑に利用でき、新施設の基幹改良工事の際にも安全かつ効率的な動線を確保します。

● 場内の動線は、平面一方通行となる独立した動線を確保します。

● 公道での渋滞を回避するため、計量機手前に滞留スペースや構内に待避スペースを確保します。

事業方式

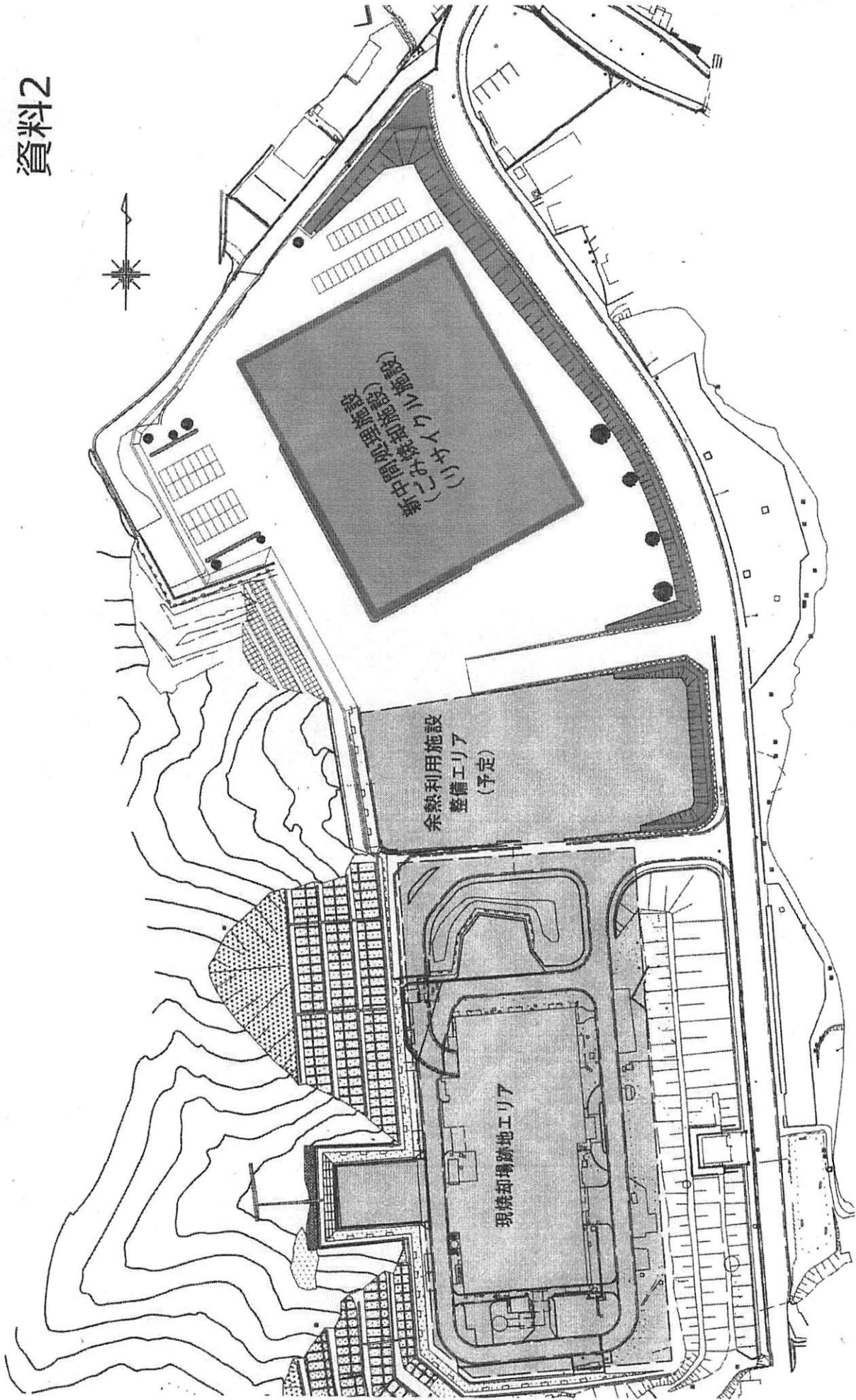
● 建設工事の設計・施工から完成後の運営維持管理までを一体的に発注します。

● 民間の事業者の創意工夫を取り入れながら経済性や効率性の向上が期待できる **DBO 方式 (公設民営方式)** または **BTO 方式 (民設民営方式)** を採用します。

事業スケジュール

- 令和 4~5 年度 実施方針、要求水準書等の作成
- 令和 6 年度 事業者選定
- 令和 7 年度 実施設計業務
- 令和 8 年度 建設工事着手 (3 年 6 か月)
- 令和 11 年度中 新中間処理施設の稼働開始

資料2





宛先: メール生活環境課@Shizuoka,
Cc: 成島 茉莉子1/廃リサイクル課/_____
Bcc:
件名: 沼津市の新中間処理施設に係る資料の件
送信元: メール_廃リサイクル課/_____- 木曜日 2022/01/13 17:43
送信者: 眞田 英士1/廃リサイクル課/_____

生活環境課 諸橋 様

お世話になります。
廃棄物リサイクル課の眞田です。

昨年10月に沼津市新中間処理施設整備室から提供を受けた資料を
参考までに送付いたします。

今のところ、一般廃棄物処理施設の設置届に係る相談はまだない状況
です。

取り急ぎよろしくお願いたします。



★9月民病委員会 報告事項2資料.pdf



20211002沼津朝日抜粋.pdf

□ _____ □

静岡県 暮らし・環境部 環境局
廃棄物リサイクル課 眞田

電話: 054-221-2137
FAX: 054-221-3553
Eメール: hai@pref.shizuoka.lg.jp

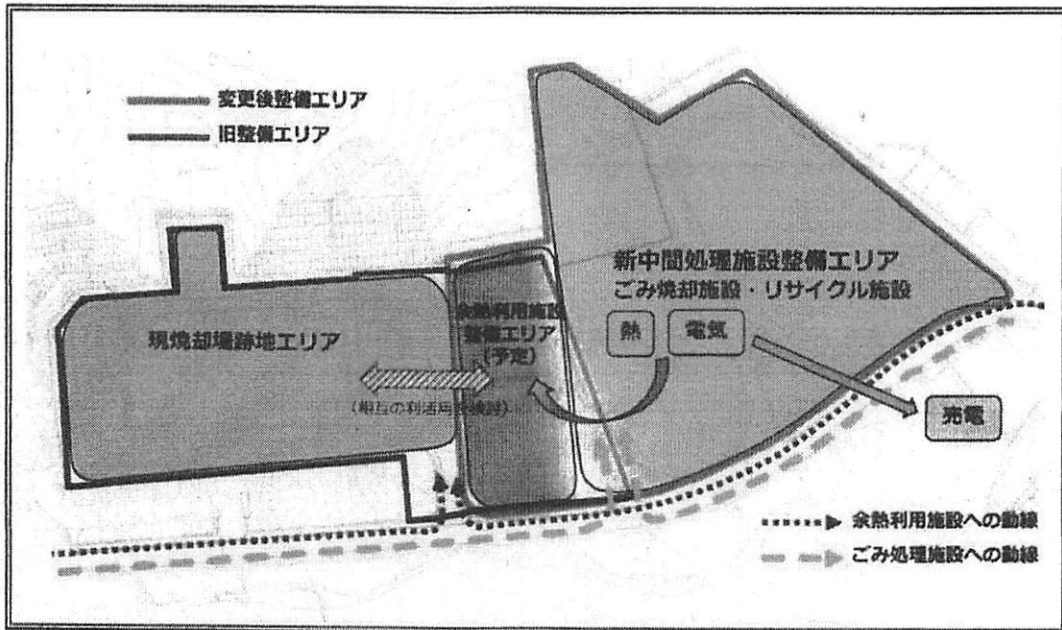
□ _____ □

報告事項2 資料

沼津市新中間処理施設整備基本計画の見直し等について

○整備方針

- ①新中間処理施設整備エリアに、ごみ焼却施設及びリサイクル施設を整備する。
- ②当該施設では、ごみ焼却時の熱を利用した高効率発電を行う。
- ③上記発電により当該施設の電力を賄う。併せて、余熱利用施設へ熱（温水）とともに、電力供給を行うことを検討する。
- ④余剰電力の売電を進める。



○主な見直し事項

	基本計画（平成27年度策定）	見直し後
整備エリア	旧整備エリア （青線内エリア）	新整備エリア （赤線内エリア）
施設規模	ごみ焼却施設：210 t/日 リサイクル施設：41 t/日	ごみ焼却施設：210 t/日 リサイクル施設：15 t/日
発電及び売電	発電、売電の検討	高効率発電及び 余剰電力の売電の実施

○今後の整備スケジュール

【敷地造成】

- ・法面構造物等の設計：令和4年度
- ・造成工事（丘陵地掘削含む）：令和5年度～令和7年度

【施設建設等】

- ・事業者募集及び選定：令和5年度～令和6年度
- ・事業者による実施設計：令和7年度
- ・建設工事：令和8年度～令和11年（3年半程度）

【供用開始】

- ・令和11年度中を予定

たく存じます。

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号



沼津市役所

生活環境部 新中間処理施設整備室 室伏 潤

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

TEL

055-934-4889

TEL 055-934-4889



【静岡県】ごみ焼却施設に係る環境アセスメントについて

メール
生活環境課
宛先: 新中間処理施設整備室
送信者: 諸橋 良1
Cc: "seikan@pref.shizuoka.lg.jp"

2022/01/20 19:58

沼津市 生活環境部 新中間処理施設整備室 室伏さま

お世話になります。
静岡県くらし・環境部環境局生活環境課の諸橋です。

お問合せの件について、当該事業は環境影響評価条例施行規則別表第1「6 廃棄物処理施設の建設」のごみ焼却施設の変更の事業、「20 工場等の建設」の変更の事業に該当します。
条例アセスの要否は、処理能力や排出ガス量について新施設と旧施設の差引きで判断します。

- (1) 廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設の変更）
当該事業の種類は、ごみ焼却施設の変更に区分されます。
建替えにより、新ごみ焼却施設の処理能力は現行施設より90t/日ほど減少し、条例アセスの要件に該当しないので、環境影響評価は不要となります。
第1種要件…200t/日以上増加
第2種要件…150t/日以上増加、特定地区内の土地を形状変更する面積5ha以上
- (2) 工場等の建設（電気供給業の用に供するための工場等の変更）
当該事業の種類は、火力発電設備による電気供給業のための工場等の変更に区分されます。
排出水量、排出ガス量についてもご留意ください。
排出水量1万m³以上増加する場合には、第1種事業に該当します。
排出ガス量が10万Nm³以上増加する場合には、第2種事業に該当し、市長意見を踏まえ、条例アセスの要否を判定することになります。
第1種要件…排出水量1万m³以上増加
第2種要件…排出ガス量10万Nm³以上増加



沼津市ごみ焼却施設の建替えに係る条例アセス要件_抜粋.pdf

よろしくお願ひします。

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課
環境影響評価班 主査 諸橋 良
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
静岡県庁 西館 6階
TEL 054-221-2268
FAX 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

新中間処理施設整備室 静岡県 くらし・環境部 環境局 生活環境課 2022/01/12 17:16:25

送信元: 新中間処理施設整備室 <shinchukan@city.numazu.lg.jp>
宛先: seikan@pref.shizuoka.lg.jp <seikan@pref.shizuoka.lg.jp>
日付: 2022/01/12 17:16
件名: 【諸橋】ごみ焼却施設に係る環境アセスメントについて

静岡県 くらし・環境部 環境局
生活環境課 ご担当者さま

沼津市ごみ焼却施設の建替えに係る条例アセス（1）

環境影響評価条例施行規則別表第1「6 廃棄物処理施設の建設」

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件	
6 廃棄物処理 施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する <u>ごみ処理施設で焼却により処理するもの</u> (以下「ごみ焼却施設」という。)の設置又は変更	ごみ焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。)	ごみ焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満であるものに限る。)
		<u>ごみ焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上増加するものに限る。)</u>	<u>ごみ焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満増加するものに限る。)</u>
			<u>ごみ焼却施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)</u>
	(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置又は変更	し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上であるものに限る。)	し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満であるものに限る。)
		し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上増加するものに限る。)	し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満増加するものに限る。)
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する	最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上で	最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール	

	法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置又は変更	あるものに限る。)	未済であるものに限る。)
			最終処分場の設置の事業(特定地域内における埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
		最終処分場の変更の事業(変更後の埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。)	最終処分場の変更の事業(変更後の埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるものに限る。)
			最終処分場の変更の事業(特定地域内における変更後の埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に掲げる焼却施設(以下「焼却施設」という。)の設置又は変更	焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。)	焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満であるものに限る。)	
		焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	
		焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上増加するものに限る。)	
		焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満増加するものに限る。)	
		焼却施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	

沼津市ごみ燃焼施設の建替えに係る条例アセス（２）

環境影響評価条例施行規則別表第1「20工場等の建設」

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
<p>20 工場等の建設</p>	<p>製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(火力発電設備を事業の用に供するものに限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場(以下「工場等」という。)の設置又は変更</p>	<p>工場等の設置の事業(排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上(燃料としてバイオマス(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項第5号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。)及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあつては、20万立方メートル以上)又は排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上であるものに限る。)</p>
	<p>工場等の変更の事業(排出水量が1万立方メートル以上増加するものに限る。)</p>	<p>工場等の変更の事業(排出ガス量が10万立方メートル以上(燃料としてバイオマス及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあつては、20万立方メートル以上)増加するものに限る。)</p>

起案				
令和3年度	保存期間	5年		
大分類	010環境	中分類	009環境影響評価	
ファイルグループ	条例の解釈			
ファイル名				
取扱区分	速達	締切後発送	照合者印	
	公印承認印	公印押印者印	発送取扱者印	
	来書日付	令和 年 月 日		
	收受日	令和 年 月 日		
	起案・供覧日	令和 4年 1月 14日		
	決裁日	令和 4年 01月 20日		
	施行日	令和 年 月 日		
	受信者	処理期限	令和 年 月 日	
	発信者	文書番号		
	来書文書番号			

起案(担当)者 ぐらし・環境部 環境局 生活環境課
環境影響評価班 主査 諸橋 良 @
電話番号: 2268

標題 沼津市ごみ燃焼施設の建替えに係る条例アセスの要否について

伺い文・受信文書等
このことについて、問合せがあったので対応状況を整理し、施行案のとおり回答する。

施行案

【案】
沼津市役所 生活環境部 新中間処理施設整備室 室伏 様
お世話になります。
お問合せの件について、当該事業は、**ごみ燃焼施設の建替え(リプレース)**であることから、「**ゴミ焼却施設の変更の事業**」に区分されます。
立替えの場合、現行施設と新施設の環境負荷を差引きして、環境影響評価の要否を判断しています。
新ごみ焼却施設の処理能力は、現行施設より90t/日ほど減少するので、下表の規模要件に該当しないことから、環境影響評価は不要となります。
(第1種…200t/日以上増加、第2種…150t/日以上増加、特定地区内の土地を形状変更する面積5ha以上)

※ 表は、以下のとおり、条例施行規則別表1の抜粋をそのまま添付してください。

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
e 廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する ごみ処理施設で特別に許可処理するもの (以下「ごみ焼却施設」という。)の設置又は変更 ごみ焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。) ごみ焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満であるものに限る。) ごみ焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	ごみ焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満であるものに限る。) ごみ焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
	(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する し尿処理施設 (以下「し尿処理施設」という。)の設置又は変更 し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上であるものに限る。) し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満であるものに限る。)	し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満であるものに限る。)

	は変更		1 廃棄物処理施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
		1 廃棄物処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上増加するものに限る。)	1 廃棄物処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満増加するものに限る。)
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置又は変更		最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。)	最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるものに限る。)
		最終処分場の設置の事業(特定地域内における埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
		最終処分場の変更の事業(変更後の埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。)	最終処分場の変更の事業(変更後の埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるものに限る。)
		最終処分場の変更の事業(特定地域内における変更後の埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	最終処分場の変更の事業(特定地域内における変更後の埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和40年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に掲げる焼却施設(以下「焼却施設」という。)の設置又は変更		焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。)	焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満であるものに限る。)
		焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
		焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満増加するものに限る。)	焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満増加するものに限る。)

※ こちらの表はやめた方がよいと思います。

静岡県環境影響評価条例施行規則第3条及び第4条(別表1)抜粋

事業の種類	6 廃棄物処理施設の建設(1)ごみ焼却施設の設置又は変更
第1種事業の要件	
ごみ焼却施設の設置	処理能力合計200(t/日)以上
ごみ焼却施設の変更	処理能力合計が200(t/日)以上増加
第2種事業の要件	
ごみ焼却施設の設置	処理能力合計150以上200(t/日)未満 特定地域内の土地を形状変更する区域の面積5ha以上
ごみ焼却施設の変更	処理能力合計150以上200(t/日)未満の増加 特定地域内の土地を形状変更する区域の面積5ha以上

【沼津市からの問合せメール】



220112メール_ごみ焼却施設の環境アセス.pdf



220112資料1_基本設計報告書(概要版).pdf



220112資料2_配置案.pdf

【事業経過と対応状況の整理】



01_アセス要否_沼津市新中間処理施設設.doc



H27.9.11【回答】.pdf

【関係課への確認…廃棄物リサイクル課】



220113メール_沼津市の新中間処理施設.pdf



220113_報告事項2資料.pdf

備考	
----	--

承認者	所属	氏名	承認日付
コメント			
1		石間 志津穂 1 / 生活環境課 /—	承認(2022/01/14)
2		石井 孝明 1 / 生活環境課 /—	承認(2022/01/14)
3		今井 直 1 / 生活環境課 /—	承認(2022/01/18)
	「発電及び蒸気を温水へ変換し、余熱利用施設へ供給」とあるので、場合によっては「火力発電施設」や「工場」の規模要件も掛かる可能性があることを伝えた方が良いかと思えます。		
4		金澤 勲 1 / 生活環境課 /—	承認(2022/01/19)
	基本設計案や廃掃法の環境調査書からは、「発電施設」や「工場」の規模要件には該当しないと思われませんが、該当する事業の考え方は伝えてください。		
5		加茂 元哉 1 / 生活環境課 /—	承認(2022/01/19)
最終決裁者		杉本 昌一 1 / 生活環境課 /—	承認(2022/01/20)

静岡県

令和4年1月 日

沼津市ごみ焼却施設の建替えに係る条例アセスの要否について

(要旨)

沼津市では、昭和51年に建設された清掃プラントが老朽化しているため、ごみ焼却施設とリサイクル施設の建替え事業を進めている。令和3年度末に、基本計画を見直した基本設計の策定を予定しており、沼津市から改めて条例アセスの要否の問合せがあった。新ごみ処理施設における処理能力の合計が増加せず、条例アセスの要件に該当しないので、その旨を沼津市に伝える。

1 令和3年度末に策定予定の沼津市新中間処理施設整備基本設計の概要

ごみ焼却施設の処理能力 210t/日 (現清掃プラント300t/日)
敷地造成計画 事業用地を分断する丘陵地を掘削し発生土を宅盤嵩上に利用
事業スケジュール R6事業者選定 R7実施設計 R8工事着手 R11施設稼働

2 環境影響評価条例に係る手続きの要否

当該事業の種類は、ごみ焼却施設の変更に区分され、新ごみ焼却施設の処理能力が現行施設より90t/日ほど減少するので、下表のとおり条例アセスの要件に該当しない。(第1種…200t/日以上増加、第2種…150t/日以上増加)

静岡県環境影響評価条例施行規則第3条及び第4条(別表1)抜粋	
事業の種類	6 廃棄物処理施設の建設(1)ごみ焼却施設の設置又は変更
第1種事業の要件	
ごみ焼却施設の設置	処理能力合計200(t/日)以上
ごみ焼却施設の変更	処理能力合計が200(t/日)以上増加
第2種事業の要件	
ごみ焼却施設の設置	処理能力合計150以上200(t/日)未満 特定地域内の土地を形状変更する区域の面積5ha以上
ごみ焼却施設の変更	処理能力合計150以上200(t/日)未満の増加 特定地域内の土地を形状変更する区域の面積5ha以

3 事業経過

時期	現在	平成25年4月	平成27年7月	令和3年度末
事業段階等	既設施設	事前打合せ	基本計画の策定	基本設計の策定
ごみ焼却施設の処理方式	ストーカ炉	未定	ストーカ炉	ストーカ炉
ごみ焼却施設の処理能力(t/日)	300	約300	210	210
ごみ焼却施設の処理能力増減(t/日)	-	0	-90	-90
リサイクル施設の処理能力(t/日)	-	未定	41	15
煙突高(m)	約80	未定	未定	59
敷地用地(ha) ※静岡県GISで計測	約2.7	約2.7	約2.0	約2.7

4 その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、沼津市が当該施設に係る生活環境影響調査を実施し、その結果を添付した上で一般廃棄物処理施設設置届を廃棄物リサイクル課に提出される予定である。平成27年度に住民から同調査に係る問合せが当課に複数あった。